（特定無線局の無線設備の規格）

第十五条の三　法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

［一　略］

二　電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局

［(1)～(6)　略］

(7)　設備規則第四十九条の六の九第一項及び第二項に規定する技術基準又は設備規則第四十九条の六の十第一項及び第三項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

［(8)・(9)　略］

(10)　削除

［(11)・(12)　略］

(13)　設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準、同条第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準又は設備規則第四十九条の六の十三第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

［(14)・(15)　略］

(16)　削除

［(17)・(18)　略］

(19)　削除

［(20)～(24)　略］

(25)　設備規則第四十九条の二十九第一項、第三項及び第八項に規定する技術基準又は同条第一項、第四項及び第八項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

［(26)～(29)　略］

［三～七の三　略］

七の四　ローカル５Ｇの無線局のうち陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）

(1)　設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準又は同条第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

［(2)　略］

(3)　削除

［(4)　略］

［八・九　略］

十　前条第二項第一号及び第一号の二に規定する基地局

［(1)～(3)　略］

(4)　設備規則第四十九条の六の十第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号及び(8)に掲げるものを除く。）

（特定無線局の無線設備の規格）

第十五条の三　［同上］

［一　同上］

二　［同上］

［(1)～(6)　同上］

(7)　設備規則第四十九条の六の九第一項及び第二項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

［(8)・(9)　同上］

(10)　設備規則第四十九条の六の十第一項及び第三項に規定する技術基準

［(11)・(12)　同上］

(13)　設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

［(14)・(15)　同上］

(16)　設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

［(17)・(18)　同上］

(19)　設備規則第四十九条の六の十三に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

［(20)～(24)　同上］

(25)　設備規則第四十九条の二十九第一項、第三項及び第八項並びに第一項、第四項及び第八項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

［(26)～(29)　同上］

［三～七の三　同上］

七の四　［同上］

(1)　設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

［(2)　同上］

(3)　設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

［(4)　同上］

［八・九　同上］

十　前条第二項第一号に規定する基地局

［(1)～(3)　同上］

［新設］